

被保険者のみなさんへ

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の交付について

当組合の被保険者証（黄色）は令和 7 年 9 月 30 日で有効期限となりますが、被保険者証の発行廃止に伴い、今後は、「マイナ保険証」または「資格確認書」をご使用いただくこととなります。

つきましては、マイナ保険証の保有状況に応じ、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付いたしますので、下記のとおりご使用くださいますようお願いいたします。

また、記載内容に異議・相違等がある場合はお申し出くださいますとともに、有効期限が切れた被保険者証につきましては、ご自身で破棄してくださいようお願い申し上げます。

なお、今後も住所・氏名等が変更になった場合は組合へ届出が必要になりますのでご注意ください。

資格情報のお知らせ について

「資格情報のお知らせ」は「マイナ保険証」（健康保険証として利用する登録がされたマイナンバーカード）をお持ちの方に交付しています。

「マイナ保険証」には、資格情報のお知らせの記載内容等が情報連携されており、医療費が高額になった際の限度額適用認定証としても利用することができます。

受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません

▶ 有効期限

- ・70 歳未満の方の「資格情報のお知らせ」には有効期限はありません

資格確認書 について

「資格確認書」はマイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方等に交付しています。

受診の際は、「資格確認書」を窓口へ提示してください。

▶ 有効期限

- ・70 歳未満の方 令和 10 年 7 月 31 日※

※有効期限内に 70 歳を迎える方の有効期限は 70 歳になる月の末日（1 日生まれの方は前月末日）です

（高齢受給者証を一体化した資格確認書に変更となるため）